平成２５年（フ）第６６０号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川4028番地３
破産者　山本　祥作
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２５号
広島市安佐南区緑井２丁目７番26号
破産者　株式会社歴史城
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
北海道網走市潮見４丁目108番地
破産者　有限会社浅間土建工業
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１１５２号
茨城県下妻市下妻戊316番地ハイツ・ボルボＡ棟３号室、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市谷野76番地清雲荘１Ｆ
破産者　橋口　敏幸
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目17番３―22号、前住所鳥羽市堅神町789番地３
破産者　伊藤　辰司
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０９２号
京都市東山区鞘町通正面下ル上堀詰町265番地
破産者　株式会社源田敬
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
京都市東山区五条橋東６丁目583番地12
破産者　株式会社朝日プロジェクト
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
京都市山科区東野中井ノ上町19番地の28
破産者　有限会社清水建装工業
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
岡山県倉敷市松島1126番地１
破産者　株式会社ナタック・ライフプランニング
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
広島県呉市焼山三ツ石町10番17号
破産者　アゼチ建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８１９号
仙台市太白区中田町字前沖北94番地の６
破産者　本郷　　宏
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
栃木県小山市乙女１丁目21番13号
破産者　石垣　啓司
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２２４５号
札幌市東区北11条東７丁目１番１―614号
破産者　矢野　典子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７６号
札幌市中央区宮の森３条５丁目４番12―102号
破産者　佐藤　清子（旧姓木元・松阪）
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
仙台市泉区市名坂字東裏29番地の１　レックス本郷通り貳番館601
破産者　猪股　　彩（旧姓大友・青野）
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
宮城県宮城郡松島町高城字城内一41番地
破産者　小幡　弘子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１７号
さいたま市見沼区大和田町２丁目466番地３アクシーズ大和田201号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地55
破産者　須藤　新一
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
埼玉県蓮田市東２丁目６番25号　セピアハイツ101号
破産者　田口　俊英
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
埼玉県鴻巣市箕田1427番地９
破産者　鳥居　松美
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
埼玉県加須市花崎北２―16―１　ライオンズガーデン花崎Ｆ―902、住民票上の住所埼玉県久喜市南栗橋６丁目15番地１
破産者　渡辺　誠也
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係